

立憲民主党代表と党幹部は年頭の伊勢神宮参拝をしないでください

立憲民主党代表

野田佳彦様

毎年、新年の仕事初めに首相や閣僚らが伊勢神宮に参拝する日本国憲法第 20 条 3 項「政教分離原則」の違反が繰り返されています。それだけでなく、政府の違憲行為を批判するはずの野党第一党の立憲民主党代表と党幹部も、政府のかかる憲法違反に倣い、年頭の伊勢神宮参拝を行うことがしばしば行われてきました。これらの行為は一宗教法人である伊勢神宮と公党である立憲民主党が特別な関係にあることを市民に印象づけるもので、「立憲主義」の尊重を旗印とし、石破政権の憲法違反行為を的確に批判すべき野党第一党の立場であるはずの立憲民主党代表らは、自ら違反行為を行うべきではありません。

伊勢神宮は、1869 年の明治天皇の参拝から 1945 年の敗戦まで、国家神道体制の中心的存在でした。国が宗教を利用し、国民の思想を統制した国家神道体制の負の歴史を背景に持つ宗教施設です。戦後、全国の 8 万といわれる神社を包括する宗教法人神社本庁が、伊勢神宮を「本宗」と位置付けています。日本国憲法の政教分離原則は、国家神道体制への大きな反省から生み出された憲法の土台というべきものですから、公党である立憲民主党代表らによる伊勢神宮参拝は、現憲法を根底から損なうものと言わざるを得ません。

戦前において「神社は宗教にあらず」という政府の主張と社会の風潮が、神社参拝を拒否する自由を奪い、国家神道体制の下で戦争遂行に国民を動員する大きな要因となりました。公党である立憲民主党が、伊勢神宮参拝を年頭の行事として行うことは、再び「神社は宗教にあらず」の気運を醸成することに繋がり、市民の参拝しない自由、信じない自由を損なうことに繋がります。

憲法尊重擁護義務を負う者として 2025 年の年頭の伊勢神宮参拝を行わないよう強く求めます。

2024 年 11 月 26 日

政教分離の侵害を監視する全国会議

代表幹事 稲正樹、木村庸五

事務局長 星出卓也